

○美咲町資源ごみ集団回収推進団体奨励金交付要綱

平成23年3月1日

告示第11号

(趣旨)

第1条 この告示は、ごみの減量化と再資源化を図るため町内の町民団体等(以下「団体」という。)が行う資源ごみ集団回収に対し、奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、美咲町補助金等交付規則(平成17年美咲町規則第44号)及びこの告示の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 奨励金の交付対象は、次の各号に掲げる要件を備えた団体とする。

- (1) 美咲町内に活動拠点及び構成員の住所又は居所がある団体であること
- (2) 地域社会に貢献できる性格を持っていること
- (3) 営業を目的としない団体であること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める団体

(資源ごみ回収品目)

第3条 資源ごみ回収品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 可燃物(新聞紙・雑誌・ダンボール・牛乳パック・古着・古布)
- (2) 不燃物(スチール及びアルミ缶)

(団体の登録)

第4条 第2条に規定する団体が奨励金の交付を受けようとする場合は、資源ごみ集団回収推進団体登録申請書(様式第1号)により町長に登録を申請しなければならない。

- 2 町長は、申請内容を審査のうえ、資源ごみ集団回収推進団体(以下「推進団体」という。)として適当と認めたときは、資源ごみ集団回収推進団体台帳に登録するものとする。

(推進団体の変更及び廃止)

第5条 推進団体は、登録事項に変更があったときは、速やかに変更届(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

- 2 推進団体が資源回収を行えなくなったときは、速やかに廃止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(回収業者の選定等)

第6条 回収業者は推進団体が選定するものとする。

- 2 回収に伴う経費については推進団体が負担するものとする。

(奨励金)

第7条 奨励金は資源ごみを回収し、それを回収業者に売却等を行った推進団体に交付するものとする。

- 2 推進団体に交付する奨励金の額は、別表により算出するものとする。ただし、1円未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 奨励金の交付を受けようとする推進団体は、資源ごみ集団回収推進団体奨励金交付申請書(様式第4号)に、回収業者が作成した資源ごみ回収買上明細書(様式第5号)を添えて、次に掲げる期日までに町長に提出しなければならない。

(1) 4月から9月までの回収分 10月15日

(2) 10月から3月までの回収分 3月15日

(交付の決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、資源ごみ集団回収推進奨励金交付決定通知書(様式第6号)により、当該推進団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による交付決定を受けた推進団体は、速やかに資源ごみ収集回収推進奨励金請求書(様式第7条)を町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第11条 町長は前条の請求書を受理したときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還等)

第12条 町長は、奨励金の交付を受けた推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取消し又は既に公布した奨励金の全部又は一部を返還させ、登録を抹消することができる。

(1) 奨励金の申請に、不正があったとき

(2) その他不適当と認められる事実があったとき

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日より施行する。

附 則(平成23年9月20日告示第54号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月7日告示第4号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第25号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

可燃物			不燃物		
品目	単位	単価	品目	単位	単価
新聞・雑誌	kg	5円	アルミ缶	kg	5円
ダンボール	kg	5円	スチール缶	kg	5円

牛乳パック	kg	5円			
古着・古布	kg	5円			

様式第1号(第4条関係)

資源ごみ集団回収推進団体登録申請書

年 月 日

美咲町長 様

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名  
電 話 番 号( ) ー

美咲町資源ごみ集団回収推進団体奨励金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

- 1 実施世帯数 ( 世帯 )
- 2 実施回数 ( 年 回 )
- 3 実施予定月 ( 月 )
- 4 回収場所 ( )土地の承諾書添付
- 5 回収品目(1)可燃物  
(2)不燃物
- 6 売却予定業者( )

受付番号	処理欄
※	※

(注)※印の欄は記入しないでください。

様式第2号(第5条関係)

登録事項変更届

年 月 日

美咲町長 様

推進団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号( ) ー

美咲町資源ごみ集団回収推進団体奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり変更しましたのでお届けします。

記

変更前	変更後

様式第3号(第5条関係)

廃止届

年 月 日

美咲町長 様

推進団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号( ) ー

美咲町資源ごみ集団回収推進団体奨励金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり資源回収を廃止したのでお届けします。

記

資源回収廃止年月日

年 月 日

様式第4号(第8条関係)

資源ごみ集団回収推進団体奨励金交付申請書

年 月 日

美咲町長 様

推進団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号( ) —

美咲町資源ごみ集団回収推進団体奨励金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり奨励金の交付を申請します。

記

- 1 奨励金申請額 円  
2 資源回収売上金額 合計 円  
3 資源回収実績量 合計重量 kg

(内訳)

回収品目		実施年月日				
		・	・	・	・	・
可燃物	新聞・雑誌	kg	kg	kg	kg	kg
	ダンボール	kg	kg	kg	kg	kg
	牛乳パック	kg	kg	kg	kg	kg
	古着・古布	kg	kg	kg	kg	kg
不燃物	アルミ缶	kg	kg	kg	kg	kg
	スチール缶	kg	kg	kg	kg	kg
合計重量		kg	kg	kg	kg	kg
売上金額		円	円	円	円	円

様式第5号（第8条関係）

資源回収買上明細書

年 月 日

様

業者住所

業者氏名

年 月 日実施した資源回収の買上量及び買上金額は、下記のとおりです。

記

- 1 買上量 k g  
2 買上金額 円

(内訳)

品目		金額等	単 価 (円)	数 量 (k g)	金 額 (円)
可燃物	新聞紙				
	段ボール				
	雑誌等				
	古着・古布				
不燃物	アルミ缶				
	スチール缶				
合 計					



様式第6号(第9条関係)

美咲町指令第 号  
年 月 日

資源ごみ集団回収推進団体奨励金交付決定通知書

様

美 咲 町 長

年 月 日付で、交付申請のあった、 年度美咲町資源ごみ集団回収  
推進団体奨励金については、美咲町資源ごみ集団回収推進奨励金交付要綱第9条の規定によ  
り、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 奨励金の額 円

様式第7号(第10条関係)

資源ごみ集団回収推進団体奨励金請求書

年 月 日

美咲町長 様

推進団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号( ) —

美咲町資源ごみ集団回収推進団体奨励金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり奨励金を請求します。

記

1 奨励金請求額 円

2 口座振込依頼 次の口座に奨励金決定金額を振り込んでください。

口座振込	振込先	銀行・信用金庫・農協・労働金庫								店
	預金種目	1 普通	2 総合	※右詰で記入						
		3 当座	4 その他	口座番号						
	フリガナ 口座名義人									